

地震工学論文集投稿倫理規程

2018年10月4日制定

2019年2月17日改正

地震工学論文集編集小委員会

地震工学論文集の刊行は、社会基盤施設の耐震性向上、地震防災性に優れた社会建設、地震災害の軽減に資するため、地震工学分野における学会員による調査・研究活動の成果の公表を支援することを目的としてきた。このような成果公表が、研究公正の観点から不適切な方法で行われることは、刊行の目的に合致しないのみでなく、場合によっては地震時の人的被害などの重大な結果を招くことにつながりかねない。本投稿倫理規程は、研究成果の投稿および掲載にあたっての研究公正の確保を図りつつ、学会内外からの成果報告の信頼を担保するため、投稿にあたっての必要最低限の倫理的な規準を示すために制定するものである。

(投稿の要件)

第1条 地震工学論文集に投稿される論文・報告・ノート・討議の原稿（以下「論文等」という）は、土木学会が定める土木技術者の倫理規定に則り、土木学会論文集投稿要項に示される条件を満たすとともに、この投稿倫理規程を遵守しなければならない。

(著者)

第2条 論文等の著者は、当該論文等の完成に本質的な貢献を果たし論文内容に共同責任を負える者でなければならない。

2 論文等の投稿にあたっては、記載内容および連名記載順序を含めて当該論文等の投稿を著者全員が同意していなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、故人であっても第1項の条件を満たし他の著者全員が同意している場合には、著者とすることができる。

(不正行為)

第3条 この投稿倫理規程において、不正行為とは以下に定める行為をいう。

(1) 捏造：事実に基づかないデータ等を故意に作成し、事実として論文等に記載すること

(2) 改ざん：研究記録の記載とは正確には合わない形で、研究資料・機器・過程の操作、またはデータや研究結果の変更もしくは除外を故意に行い、論文等に記載すること

(3) 盗用：他の研究者のアイディア、用語、分析・解析方法、データまたは研究成果を、当該研究者の了解または適切な表示なく流用して論文等に記載すること

(不正行為の禁止)

第4条 論文等の著者は、不正行為を行ってはならない。

(規定を満足しない投稿の取扱い)

第5条 投稿された論文等が第2条または第4条を満たさない疑義が生じ、これが解消されない場合には、地震工学論文集編集小委員会は当該論文等を地震工学論文集への掲載の対象外とすることができる。

2 すでに地震工学論文集に掲載された論文等が第2条または第4条を満たさない疑義が生じ、これが解消されない場合には、地震工学論文集編集小委員会は掲載の取消しまたは撤回を行うことができる。

附則 この規程は、2019年2月17日より施行する。